

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年7月6日

香川県病院事業管理者 小 出 典 男

香川県病院局管理規程第4号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(感染症等治療業務手当) 第12条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) <u>その他の職員</u> 従事した日1日につき290円</p>	<p>(感染症等治療業務手当) 第12条 略 2 感染症等治療業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>病棟作業に従事する管理員</u> 従事した日1日につき290円</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。